

派遣事業におけるマージン率について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
第 23 条第 5 項の規定に基づき、マージン率を公開致します。

1. 派遣労働者の数 2 人 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

その他の情報処理・通信技術者 2 人

2. 派遣先事業所数 1 社 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

3. 労働者派遣料金 49,187 円 (令和 7 年度労働者派遣に関する料金額の平均額)

4. 派遣労働者の賃金 29,884 円 (令和 7 年度派遣労働者の賃金額の平均額)

5. マージン率 39.3 %

6. キャリアアップ・教育訓練に関する事項

新規採用者訓練、OA 機器操作訓練、システム設計・技術訓練、マネジメント研修 など

※実施方法 (有給)、対象者の費用負担 (なし)、実施主体 (派遣元事業主)

7. 福利厚生に関する事項

各種社会保険 (健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険)、定期健康診断受診、年次有給休暇、
育児介護休業制度

8. 労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無 (有)

協定書の有効期間終期 令和 9 年 3 月 3 1 日

協定労働者の範囲 派遣先でソフトウェア作成者の業務に従事する従業員

9. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

新横浜本社 045-530-6100 E-mail : takehiro.tsuchiya@unitec-ccs.cp.jp

以上

株式会社ユニテック

許可番号 派 1 4 - 3 0 2 2 8 7